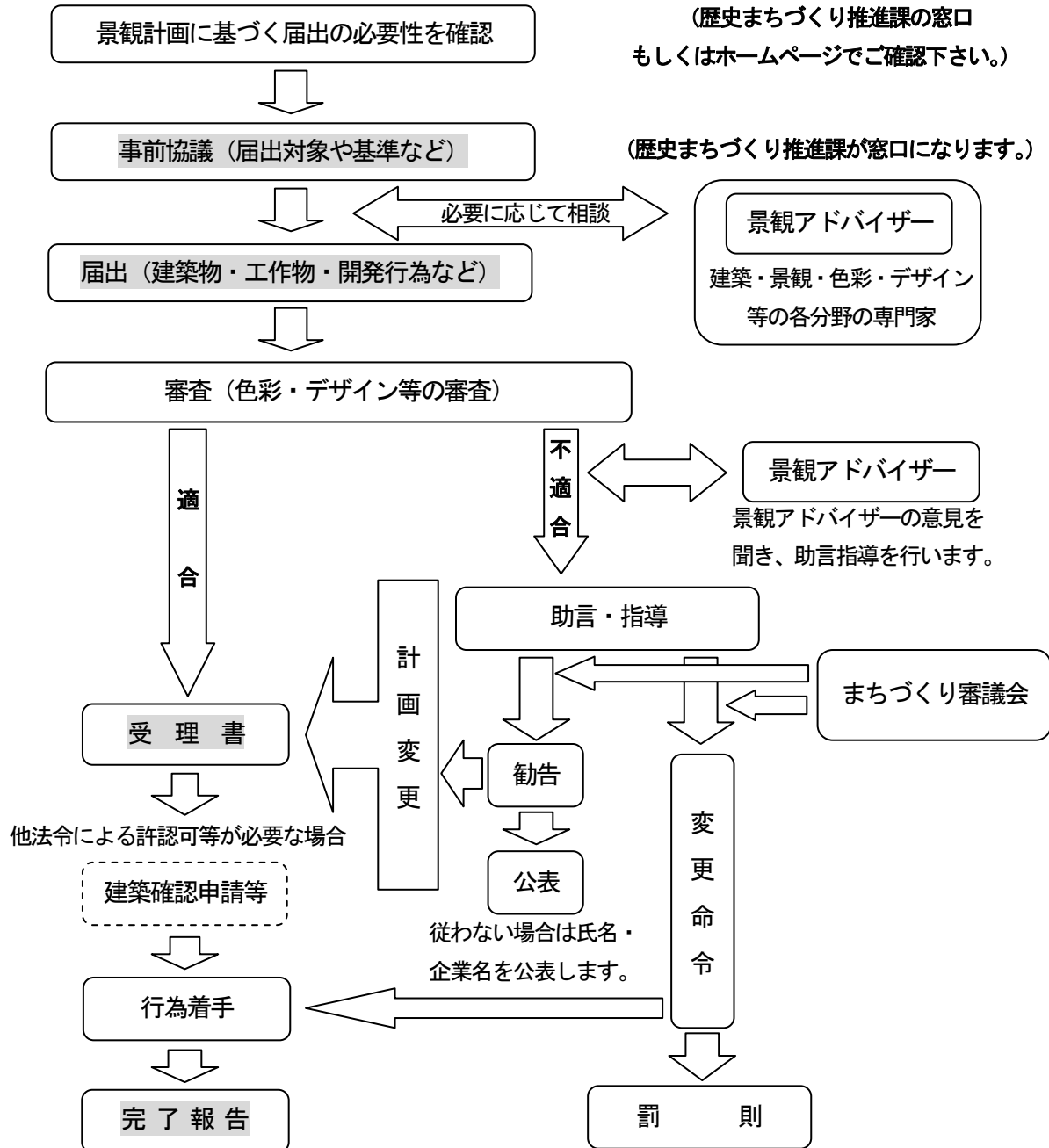


事前協議及び届出の手続きフロー

宇治市では、良好な景観形成に関する事項について事前協議を行なうこととしています。これは、景観法第16条に基づく届出の徹底と、本市における景観形成基準の遵守について、できる限り早い段階で協議を行なうことにより、事業者の皆様の手戻りがないようにするためです。

なお、景観法の届出の有無を確認したい、若しくは、景観形成に配慮した計画を進めたいとお考えの方は、歴史まちづくり推進課へご相談ください。



注) 原則、届出の受付日から30日間は、工事に着手できません。なお、計画が進んだ段階になると変更が難しくなることがありますので、着手の30日前に関わらず、建築確認等の他法令による許認可等の手続き前のできるだけ早い段階で事前協議及び届出をお願いします。

注) 届出をしないなどの手続き違反は、景観法に基づく罰則が科せられる場合があります。